

【資料5】

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を船橋市建設局道路部道路計画課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号。）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、まちづくりとの連携に関する事項、その他面的な公共交通ネットワークの再構築に関する事項を協議することを目的とする。

(担当事務)

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。ただし、同事業の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する事項は運賃協議分科会にて協議を行う。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。
- (5) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第6条 会長は、別表に掲げる委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員などの事由により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の運営)

第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置し、その結果を会長に報告する。ただし、運賃協議分科会については、あらかじめ協議会の承認を得てから開催するものとする。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、船橋市建設局道路部道路計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、船橋市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する第5条の委員がこれを行う。

- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報償金)

第16条 第5条に定める委員のうち、市民代表及び学識経験者の委員が出席した場合、日額9,800円(交通費を含む)の報償金を支払うものとする。

(災害補償)

第17条 委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会議招集の特例措置)

- 3 第9条第1項の規定にかかわらず、第1回協議会は船橋市が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 建設局長
	船橋市 企画財政部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 経済部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部（道路管理者）
公共交通事業者 （バス事業関係者）	一般社団法人千葉県バス協会
	京成バス株式会社
	京成バス千葉ウエスト株式会社
	京成バス千葉セントラル株式会社
公共交通事業者 （タクシー事業関係者）	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部
	船橋タクシー有限会社
	有限会社丸十タクシー
	有限会社サンタクシー
	京成タクシーセントラル株式会社
公共交通事業者 （鉄道事業関係者）	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
	京成電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	東葉高速鉄道株式会社
市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局（企画調整）
	関東運輸局千葉運輸支局（輸送監査）
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南土木事務所（道路管理者）
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する団体	京成バス労働組合
	新京成バス労働組合
事務局	
	船橋市建設局道路部道路計画課

船橋市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成20年10月24日制定。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、船橋市からの負担金、国からの補助金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営に要する経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の会議に諮り承認を得なければならない。

(予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項、目及び節の区分は、別表第2のとおりとする。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長が別に定める。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(金銭の出納)

第6条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは、通貨及び小切手、郵便為替証書等通貨にかわる証券をいう。

2 金銭の出納は、すべて収入伝票又は支出伝票による。

3 金銭は、最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。

(経理責任者)

第7条 会長は、協議会の金銭の出納保管その他会計事務を行うため、経理責任者を置く。

2 経理責任者は、事務局次長をもって充てる。

(収入)

第8条 経理責任者は、収入にあたっては、次の各号に定める事項を調査確認のうえ、収入伝票により決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 収入の根拠
- (2) 予算科目
- (3) 収入の金額及び算出基礎
- (4) 納入義務者

(支出)

第9条 経理責任者は、支出にあたっては、次の各号に定める事項を調査確認のうえ、支出伝票により決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 予算額
- (2) 予算科目
- (3) 支出の金額及び算出基礎
- (4) 契約の締結方法
- (5) 支出方法及び時期

2 債権者に対する支払いは、原則、口座振込により行うものとする。

(支出の特例)

第10条 経費の性質上、事務に支障を及ぼすような経費で、事務局長が必要と認めるものについては、次の各号に定める支払いをすることができる。

- (1) 資金前渡
- (2) 概算払
- (3) 前金払

(精算)

第11条 資金前渡及び概算払を受けた者は、支払完了後又は用務終了後、速やかに精算書に支払明細書及び証拠となるべき書類を添付して提出するとともに、不足が生じたときは請求し、剰余が生じたときは返納しなければならない。

(契約)

第12条 契約に関し必要な事項は、船橋市の例を準用する。ただし、これによりがたいときは、会長が別に定める。

(記録)

第13条 協議会の会計処理は、次の関係帳簿を備え、正確かつ明瞭に記録しなければならない。

- (1) 収入及び支出帳簿
- (2) その他必要とする書類

2 会計の収支を明確にするため、証拠書類を編冊し、保管しなければならない。

(決算)

第14条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調製し、監査委員の意見書を付して、協議会の会議に諮り承認を得なければならない。

(補則)

第15条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、船橋市の例により、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月14日から施行する。

(予算の特例措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「協議会の第1回会議において」と読み替えるものとする。

別表第 1

款	項	目
01 負担金	01 負担金	01 負担金
02 国庫支出金	01 国庫補助金	01 国庫補助金
03 繰越金	01 繰越金	01 繰越金
04 諸収入	01 諸収入	01 諸収入

別表第 2

款	項	目
01 総務費	01 総務管理費	01 会議費
		02 事務局運営費
02 事業費	01 事業推進費	01 運行事業費
		02 利用促進事業費
		03 調査研究費
		04 広報公聴費
03 予備費	01 予備費	01 予備費

節
01 賃金
02 報償費
03 旅費
04 需用費
05 役務費
06 委託料
07 使用料及び賃借料
08 備品購入費
09 負担金補助及び交付金
10 補償補填及び賠償金
11 公課費
12 予備費

船橋市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成20年10月24日制定。以下「要綱」という。）第10条第7項の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員およびオブザーバーは、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員およびオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調製)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはな

らない。

2 何人も、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定に反するときは、議長はこれを制止し、この命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月14日から施行する。